

令和3年度 第2回 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会
議事録

日時：令和3年12月9日（木）

午前9時30分から午前10時40分まで

会場：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者

1 委員

豊田正利委員長，大泉力也委員，黒田文委員（web会議出席），土井孝博委員，伊藤公善委員（web会議出席），千葉由美委員，佐藤孝志委員

※ 10人中7人出席

2 事務局

〔社会福祉課〕石田課長，四戸副参事兼総括課長補佐，

団体指導班 熊谷課長補佐（班長），石垣主任主査（副班長），

及川主事，遠野主事

〔子育て社会推進課〕保育支援班 内海課長補佐（班長），浅野技師

〔障害福祉課〕運営指導班 高橋主幹（班長）

〔長寿社会政策課〕運営指導班 三浦主事

※議事録中の課室名略称：上から順に「社福」「子育て」「障害」「長寿」

会議の内容

1 開会

【司会：熊谷課長補佐（班長）】

- ・ 過半数の出席を要する福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第4条第2項の規定により，会議が有効に成立している旨報告。また，宮城県情報公開条例に基づき，公開により進める会議である旨説明。
- ・ 委員番号3番 黒田委員及び委員番号5番 伊藤委員はWeb会議出席である旨説明。

2 あいさつ

【石田課長】

本日はお忙しい中，「令和3年度第2回宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会」

ご出席賜り感謝申し上げます。また日頃より、県の福祉行政全般に渡りご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今回は委員の交代、或いは欠員の補充ということで、「社会福祉法人みんなの輪」伊藤公善様、「仙台ポリオの会」佐藤孝志様に委員にご就任いただきました。お二方におかれましては、県の方からご就任をお願いしたところ、快くご快諾いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しては、今年8月に急激な感染拡大でピークを迎え、第1回目の本委員会については書面開催とさせていただいたところである。県では市町村と連携しながら、医療提供体制の確保や、軽症者或いは介護が必要な方々に対する宿泊療養施設の整備、大規模接種会場の設置等を初めとしたワクチン申請の加速化、又は営業時間短縮の要請等、様々な手を講じ、全力で対策に取り組んできたというところだが、ご承知のとおり、現在は沈静化しているところである。ただ、韓国やヨーロッパの感染拡大、或いはオミクロン株ということで、予断を許さない状況のため、今後とも引き続き万全の体制を講じて参りたいと思う。

福祉サービス第三者評価については、サービス利用者の方々が自分に合った質の高いサービスを選択、利用することができるよう、公正中立な第三者機関によって、福祉事業者のサービスの質の評価を行うものである。昨年度や本年度は、やはりコロナウイルス感染症の影響で、受審事業所の数は減少傾向であるが、受審の促進、或いは受審体制の整備については、継続的に行っていかなければならないと考えている。

本日の委員会では、新たに救護施設に係る評価基準の設定と、受審目標値の設定についてお諮りをさせていただいたので、よろしくご審議くださいますようお願いする。

本日の委員会につきまして、活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのごあいさつとする。よろしくようお願い申し上げます。

【司会：熊谷班長】

- ・今年度、委員の交代及び欠員の補充があったため、委員名簿の順に紹介。
- ・委員名簿5番：社会福祉法人みんなの輪「わ・は・わ美里」管理者の伊藤 公善委員が就任。
- ・委員番号8番：「仙台ポリオの会」副会長佐藤 孝志委員が就任。

3 議事

(1) 宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について（救護施設）

【豊田委員長】

委員の皆様、改めまして、おはようございます。また、今回は、新たに2名の委員の方々

にお越し頂いた。2000年度社会福祉基礎構造以降、サービスを利用する方々の権利を擁護するこの仕組みがより一層、重要になってきていると思う。

この福祉サービス第三者評価事業についても、一般の方々にも理解されにくい領域ではあるが、この委員会の議論が、この事業を、これからより良い方向に発展させていただき、大切な作業になっていると思っている。限られた時間ではあるが、本日、この委員会で忌憚のないご意見をお出しいただければ幸いである。これより、司会進行を務めさせていただく。

それでは早速「3 議事（1）宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について」、今回は救護施設が対象となっている。それは事務局の方からご説明をお願いします。

【事務局・社福】

資料1を御覧頂きたい。こちらの方に救護施設に係る宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について、記載がされているところである。

まず初めに、救護設備について少し説明をさせていただきたい。

救護施設とは、社会福祉法第2条によって定められた第一種社会福祉事業であると同時に、生活保護法第38条によって規定されている保護施設の一つである。当該施設は身体上或いは精神上に著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な方々を入所させ、生活扶助を行うことを目的とする施設である。主な入所者は先ほど申し上げた身体障害のある方、視覚障害、聴覚障害、或いは肢体不自由、知的障害のある方、精神障害のある方、それらの障害を重複して持っている方や、障害ではなく、アルコール依存症の方、さらにはホームレスの方などの利用されている。

宮城県内には、救護施設は2ヶ所あり、1ヶ所目は社会福祉法人宮城県社会福祉協議会で経営されている、仙台市太白区の太白荘。2ヶ所目は社会福祉法人国見会で経営されている東山荘であり、仙台市青葉区国井ある救護施設であり、これらの施設が対象となっている。

[その後、事務局から、資料1から資料1-3により、宮城県福祉サービス第三者評価基準の設定について説明。]

【豊田委員長】

膨大な資料のご説明、感謝申し上げます。

委員の皆様からご質問を頂く前に、私の方から何点か、確認をさせていただきたいと思う。救護施設については、冒頭で紹介されたとおり、制度的には非常に特殊な性格を持つ施設であるが、その実態は、高齢者の方々、そのことによって、様々な障害を持ってしまった方等、施設そのものの性格が難しいものだと思う。まず1点目は、今まで国の方ではガイドラインを示してきたにも関わらず、47都道府県のうち42の都道府県が、ある程度

ガイドラインを考え、一方、宮城県がこの段階で評価基準を設定するというに至ったという経緯。それから、これまで障害者・児の福祉サービス版評価基準を採用して対応してきたということだが、そのことによる不都合等があったかどうか。そして、この救護施設に関する評価基準の必要性を訴える声があった、ということだが、具体的にはどういった声があったのか。この3点の確認をしたいと思う。

【事務局・社福】

今3点挙げられたうちの1点目だが、国の方で平成30年度に、ガイドラインに示されて今まで県の方では作成しなかったという点だが、具体的なところを申し上げにくいところではあるが、やはり対象施設というところで、限られていたというところもあり、具体的に進めるというところには至らなかったと認識しているところである。

これまで、他分野の障害者・児サービス区分において代替して行った部分と、どのような要望が出されていたというところについて、担当から説明させていただく。

これまでの救護施設の評価についてだが、他県の評価機関で宮城県内の救護施設を評価していたことがあった。宮城県の評価機関の方では救護施設を評価したという事例がなく、それが経緯で今年度いくつかの評価機関の方から今まで救護施設の評価をしていた評価が、他県の評価機関から、宮城県では評価基準策定しないのかという要望があり、それから幾つか他の評価機関からも、救護施設の評価基準を、宮城県で策定していないのかという声があり、策定していないと回答すると、策定していただけないかという要望が幾つかあったところである。

なので、障害者児福祉サービス版について、評価機関でどのような具体的な不都合があったのかについては、申しわけないが我々の耳には届いていないところである。ただ、先ほど申し上げたとおり、内容評価基準に関しては、障害者・児福祉サービス版と高齢者福祉サービス版を組み合わせたような内容であるので、そこで障害者福祉サービス版で重なる部分の評価をつけたのではないと思われる。

【豊田委員長】

ありがとうございました。それでは皆様から、ご質問等いただきたいと思う。

内容に関しては、国の示したガイドラインと、これまで施設毎に県の方で策定されたガイドライン、これも若干の見直し等の作業があり、それに基づいて設定されたということになるかどうか。

黒田委員、お願いします。

【黒田委員】

今回、救護施設という新しい内容の策定、大変御苦労様でした。他方、福祉サービスの第三者評価事業で全国社会福祉協議会のホームページを見ると、評価基準は既にマニュアル

ルとして掲載されている。比較したところ、内容が同じであった。特に宮城県独自に、何かしら項目を新たに加えた等、工夫をされた点や、もともとその項目を変えているか私は存じ上げないが、何か独自に変更したものがあつたのかどうか、工夫点等あれば教えていただければと思う。

【豊田委員長】

ご質問。ありがとうございます。では、事務局の方から回答をお願いします。

【事務局・社福】

それぞれの評価項目について、先ほど黒田委員が確かに申し上げたとおりの、ほとんどの内容については、国のガイドラインに則ったものになっているため、内容はほとんど変更されていない。ただ、一部文言については修正とさせていただいている部分がある。例を挙げると、「文書化されている」、「明文化されている」という、文言がバラバラだったが、そちらの文言について「明文化されている」という文言に統一している。これは、昨年度の高齢者福祉サービス版、障害者福祉サービス版、保育所版の修正を行った際に、一部委員の方からこの文言に統一した方がよろしいのではないかという意見があつたため、その内容を反映させて今回修正したところである。

【豊田委員長】

他にどなたか委員の皆さんからご質問等はあるか。

土井委員様、お願いします。

【土井委員】

先ほどから言っている中で、黒田委員からも、全国社会福祉協議会で示しているものにほぼ準じた内容で、若干文言調整したとのことだが、先ほど豊田委員長からもお話があつたとおり、救護施設自体の本来の役割から大分高齢化が進んできているということはお聞きしており、本来の救護施設としての役割から見れば第三者評価基準というものは即したものになっているかと思うが、今の実態と本当に合っているのかという点が少し見えてこないと思っている。

実際、自立支援というのは非常に大事な機能だと思うが、その高齢化ということと、その重度の障害ということになったときに、なかなかその自立支援の機能というのはどの程度施設として果たしていけるのか。やはりご本人自身のいわゆる生活扶助支援というところに重きを置かれているのか。その辺が救護施設本来の役割から、時間を経て、今介護保険サービス事業所の側面もあり、そういった中で生活保護受給者の方々も、従来型の施設であれば利用できることもあるため、そういったところをご利用されている方もいらっしゃると思う。また基本、いろんな事由で救護施設を利用されている方もいるとは思うが、やはり重度化しているというのは、どの施設にもいえることだと思う。2施設対象という

ことになると思うが、実態とかけ離れているところがないのかどうかということヒアリングなんかはしていけると、より実態を反映した調査項目ごとに、今後でいいとは思いますが、見直していく際には、そういったプロセスがあると、より評価項目としての精度が上がっていくのではないかなと思うので、ぜひそういった点についても、今後見直しの際には姿勢として入れていただければということで、お願いしたい。

【豊田委員長】

貴重なご意見感謝申し上げます。

確かに生活保護法でいう自立という場合は、基本的な経済的自立を一番大切にしている。ところが現在は、先程土井委員がおっしゃったように、養護対象は変わりがないが、何をもって自立ととらえるのか、自己決定の尊重と関わる本当に大切な部分だと思うので、今後の運営の中で、ぜひまたご検討いただければと思う。

時間も押してきたので、次に、二つ目の議事の方に入る。ご質問等は後の方で出していただければと思う。

(2) 宮城県福祉サービス第三者評価に係る数値目標の設定について

[事務局から、資料2より、宮城県福祉サービス第三者評価に係る目標の設定について説明。]

【事務局・社福】

資料2-1をご覧ください。こちらについては、第三者評価に係る数値目標の設定について分野ごとに分け、数値目標案が記載されている。こちらの数字の目標については、本来、本事業のさらなる推進を図るために、令和4年度から3年間について福祉サービスの分野ごとに受審の数値目標の設定していくこととしている。

ここからは関係各課の方にお話していただきたいと思う。まず(1)保育所分野につきまして、子育て社会推進課にお願いする。

【事務局・子育て】

保育所分野の設定の考え方としては、令和2、3年度はコロナの影響により受審事業所数が減少したと考えた。このため、令和4年度は令和元年度の受信件数を目標数値として、毎年度1件ずつ増加させていきたいと考えた。

【事務局・社福】

ありがとうございます。次に、(2)障害者・児福祉サービス分野について、障害福祉課にお願いする。

【事務局・障害】

障害者・児福祉サービス分野の設定の考え方について、平成30年度から令和2年度にかけて受審した事業所が緩やかに増加しており、過去3年間の平均受審率を見ると、

5. 3事業所であった。平均受審率については0.43%となっているので、初年度の数値は平均受審率を上回る0.5%、件数を8件とし、それ以降の受審率については0.1%ずつ、件数では1から2件ずつ増加する考え方で設定したところである。

【事務局・社福】

ありがとうございます。次に（3）高齢者福祉サービス分野について、長寿社会政策課にお願いする。

【事務局・長寿】

高齢者福祉サービス分野について、平成30年度から令和2年度までの3年間の平均受審率0.13%、受審事業所数2.3事業所となっている。令和2年度は0件となっているが、恐らく新型コロナ等の影響と思われる。数値は直近令和元年度の5件方を採用、令和4年度は同様に5件からスタートし、1件ずつ増加していき、5件、6件、7件という計画で考えている。

【事務局・社福】

最後に救護施設分野については、私の方から説明をさせていただく。

こちらは令和4年4月1日から評価基準が施行されることに伴い、今回、受審目標を新たに設定するものである。先ほど申し上げたとおり、救護施設は現在2施設あり、このうちの1施設について、例えば今年度の令和3年度において障害者・児福祉サービス分野の評価基準によって第三者評価を受審したところである。こちらの施設の次回の受審は、大体3年後を見込んでおり、令和6年度に1件としております。残る1施設について、今回救護施設の評価基準を策定する予定のため、受審促進の働きかけ等を令和4年度中に行い、その後令和5年度に働きかけを行った施設が受審することを見込んで1施設としているところである。

「3 今後の対応について」だが、向上を図るため、本事業の普及啓発の方を行う。特に事業者に対しては各種説明会とか研修会指導監査等様々な機会を通じ、制度の周知及び受審の促進を行う。なお、本事業の普及啓発に当たり、本事業の実施状況を評価した上で行っていく。

【豊田委員長】

それでは、ただいま御報告いただいた件について、委員の皆様からご質問或いはご意見等ございましたら挙手していただきたい。

【黒田委員】

確認をさせて欲しい。委員が2年目であまり知識が定着してないが、社会的養護施設の場合は対象にならない年度があるということか。受審の目標で今回提示いただいたのは、

社会的養護施設以外の分野が中心だと思うが、社会的養護施設の児童養護施設等の受診目標は、どのような仕組みになっているか。

【事務局・社福】

社会的養護施設について、こちらに関しては3年に1度の受審義務が課せられており、必ず3年に1回のサイクルで受審することとなっている。このため、その年度によって実際に受審する件数は異なるが、必ず受審しなくてはならないので、今回の受審目標の設定については、社会的養護施設に関しては対象外とさせていただいた。

【黒田委員】

社会的養護施設の方は必ず受審するので、任意ではないので目標にはしていないという理解でよろしいか。任意の方の施設を主に、受審向上する方のターゲットにしているという理解でよろしいか。

【事務局・社福】

そのとおりである。

【黒田委員】

承知した。

【豊田委員長】

他に何かご質問ご意見等あるか。

それでは、先ほどご審議いただいた、第三者評価基準の設定について、そして、ただいまご審議いただいた、第三者評価に関する数値目標の設定について、それぞれの内容につきまして、事務局のご提案通り認めていただいたということで、今後もこの内容で進めさせていただくとする。ありがとうございました。

それでは続いて、「4 報告」に移らせていただく。

4 報告

(1) 第三者評価機関の募集について

【事務局・社福】

[事務局から、資料3により、第三者評価機関の募集について説明]

【豊田委員長】

ただいまのご報告につきまして、皆様何かご質問等あるか。

なければ続いて、報告事項(2)について説明していただく。

(2) 令和3年度第1回宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（書面開催）における委員からの意見等について

【事務局・社福】

〔事務局から、資料4により、委員からの意見等について説明〕

【豊田委員長】

事務局より回答とご報告いただいた。ありがとうございました。

特に質問をされた、或いはコメントを出されました委員の皆様から、回答の内容について、何かご意見等はないか。或いは、他の部分でも結構だが何かないか。

大泉委員、何かあるか。

【大泉委員】

時間がないかもしれないが、今回の救護施設についての基準の設定ということに限らず、将来的に検討した方が良かった点について。恐らく、高齢者や障害者関係の基準設定にも出てくると思うが、例えば、内容評価項目の1ページ目で、「利用者の自己決定を尊重した個別支援」という話があった。このこと自体は全く正しい話だと思うが、多分、自己決定させるとしても、いただくというだけではなく、「意思決定の支援」という観点が今後とも必要になってくると思うので、国のガイドラインがどの程度進むのか分からないが、そういった観点も必要だと考えており、検討していただければと思った。

【豊田委員長】

貴重なご意見ありがとうございました。千葉委員様から、一言何かあるか。

【千葉委員】

一言ということで。資料3関連のアンケートのところだが、実際にアンケート調査をされている団体さんから良く聞く話として、やはり、「質問がかみ合わない」、「何を聞かれているのか分からない」、「そんなこと今更何を聞こうとしているのか」等、そのような御感想やご意見を伺ったことが多々ある。

例えば質問に対して、質問が上手だと、調査も非常にスムーズに進み、事務負担が大きいという点が大きく改善されると思うので、質問に対しての表現の見直し等、膨大な資料の表現を見直すのは、大変時間がかかることだと思う。少しずつでもいいので、改善されて行くことができれば良いと思っている。

【豊田委員長】

ただいまの千葉委員からのご意見に対して、事務局から何かあるか。

【事務局・社福】

資料3関連について説明はなかったが、受審した施設に対して、事後にアンケート調査を行い、様々な自由意見をいただいている。「質問がかみ合わない」というご意見もあつ

たが、どの施設がどのようなご意見を出されたのかは特定出来るため、気になる質問、ご意見については各施設に問い合わせ、具体的にどの部分がかみ合っていないのか等を聞き、対応については検討させていただきたいと思う。

【豊田委員長】

千葉委員様、いかがか。

【千葉委員】

是非、少しずつでも対応して頂ければ良いと思う。

【豊田委員長】

それでは、時間も押しているので、次第の5「その他」に移らせていただく。委員の皆様、或いは事務局の方から、何かあるか。

(特になし)

以上で本日の議事を終了させていただく。皆様ご協力いただき、感謝申し上げます。

【豊田委員長】

ありがとうございました。この件につきましては、よろしいか。千葉委員より、貴重な課題提起をしていただいた。感謝申し上げます。

それでは、次第の5「その他」に移らせていただく。事務局・委員の皆様から何かあるか。

(特になし)

以上で本日の議事を終了させていただく。皆様貴重なご意見ご指摘、ご協力いただき、感謝申し上げます。

6 閉会

【司会：熊谷班長】

本日はお忙しいところ御出席いただき、感謝申し上げます。